

平成26年度

介護保険料額の確定通知書を送付します

●問い合わせ 税務課保険係 ☎53・2111 (内線223、224)
または各支所地域振興課市民生活室

65歳以上の人を対象とした平成26年度介護保険料額の確定通知書を7月中旬に送付します。

4月分の年金から仮に算定した保険料を納めている人には、平成25年中の所得が確定したので、正式な介護保険料額をお知らせします。

■所得段階と保険料額

所得段階は、市民税の課税状況や所得状況に応じて6段階に分けられます。年間保険料額は、介護保険料の基準額と各所得段階の保険料率によって決まります。

■特別徴収額の平準化

市では、課税内容の確定前の8月分までの保険料額と確定後の翌年2月分までの保険料額との間に大きく差が出てしまう人を対象に平準化処理を行っています。これは、保険料額を年間通してできるだけ均等になるよう調整するもので、8月からの天引き額で調整をしています。

■納付方法

特別徴収の場合は、年金支給日に天引きされます。

普通徴収の場合で直接納付する人は、通知書に添付されている納付書により窓口で納めてください。口座振替を申し込んでいる人は、納期限に振り替えますので、残高を確認しておいてください。(金融機関名、口座番号などは通知書に記載されています)

なお、「特別徴収」か「普通徴収」のいずれの納め方になるかは、年金支給額などで決まります。

■口座振替をおすすめします

普通徴収の場合のみ、納付方法を口座振替に変更できます。変更を希望する場合は、振替口座の預金通帳、通帳の届け出印、保険証を持参して、税務課・各支所地域振興課市民生活室・各連絡所・市内金融機関で手続きをしてください。

平成26年度

介護保険負担限度額認定申請のお知らせ

●問い合わせ・申請先 介護高齢課介護保険室 ☎53・2111 (内線362・363) または各支所地域振興課地域福祉室

介護保険サービスを利用されている市民税非課税世帯の人を対象に、施設などを利用する際の食費や居住費(滞在費)の負担が軽減される制度があります。

■軽減の対象となる費用

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への入所サービスおよびショートステイサービスを利用した時の食費と居住費(滞在費)です。

デイサービスやその他のサービスを利用した時の食費は対象となりません。

■負担額を軽減するには

市に申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。介護保険被保険者証と印鑑を持って市役所介護高齢課介護保険室または各支所地域振興課地域福祉室で手続きをしてください。

※世帯の市民税の課税状況や本人の年金収入額によって軽減内容が異なります

■認定証の更新申請について

認定証は、毎年更新が必要です。平成25年度に認定を受けていた人には、6月初めに更新申請のご案内をしています。まだ手続きがお済みでない場合は、早めにご手続きをしてください。

現在は軽減の対象になっていない人でも、世帯の課税状況が変わることで新たに軽減の対象になる場合があります。該当すると思われる人は、お問い合わせください。



介護保険室 榎本